様式第１号（第４条関係）

本人通知制度事前登録申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

美郷町長　　　　　　　　様

申請者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　区分　１　本人　２　法定代理人　３　代理人

美郷町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第４条第１項の規定に基づき、次のとおり申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 通知を希望する者の  氏名（住民票の写し等に記載のある者） | フリガナ | | |
|  | | |
| 生年月日 |  | 性別 | 男 ・ 女 |
| 住　所 | 〒 | | |
| 本　籍 | 島根県邑智郡美郷町 | 筆頭者 |  |
| 電話番号 |  | | |

法定代理人が申請をする場合は次の欄に記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 法定代理人の区分 | １．未成年者の法定代理人　２．成年後見人 |
| 氏　　名 | フリガナ |
|  |
| 住　　所 | 〒 |
| 電話番号 |  |

注１　裏面の内容をよくお読みください。

注２　各欄に必要事項を記入し、該当する番号に○印をつけてください。

注３　次の書類を提出し、又は提示してください。

（１）あなたが本人であることを証明する書類（住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等）

（２）あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）

（３）あなたがこの申込みに係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類（委任状）

（裏）

美郷町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

１．この制度は、美郷町において、この制度により登録した者に係る住民票（除票を含む。）の写し、住民票（除票を含む。）記載事項証明書、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、戸籍（除籍を含む。）謄抄本、戸籍（除籍を含む。）記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）を、第三者（本人等（注）の代理人及び本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に、交付した場合にその事実について通知するものです。

（注）本人等・・（住民票関係）本人又は本人と同一の世帯に属するもの

　　　　　　　 （戸籍関係）本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属

２．第三者に登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者又は法定代理人に美郷町住民票の写し等交付通知書を送付します。

３．住民票の写し等交付通知書では、次の事項をお知らせします。

　・住民票の写し等の交付年月日

　・交付した住民票の写し等の種別及び通数（又は件数）

　・交付した住民票の写し等の交付請求者の区分（代理人、第三者）

４．登録を希望する人又は登録を受けている人（以下「登録者」という。）は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをすることができない場合は、代理人により登録の申込みをすることができます。

５．郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による登録の申込みは、次のいずれかに該当する場合にすることができます。

（１）登録希望者又は登録者が疾病等により直接、申込みをすることができない場合

（２）他の市町村に居住している場合

６．郵便等による登録の申込みをするときは、この申込書に必要事項を記入の上、登録者本人であることが確認できる書類（住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等で本人の写真が貼付されたもの）の写し、法定代理人による場合は併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本）、代理人による場合は併せてその旨を証明する書類（委任状等）を同封してください。

７．登録者の登録期間は本人通知制度登録者名簿に登録した日から３年とします。引き続き登録を希望する方は当該登録期間が満了する日以前１月間に登録の更新をしなければなりません。

８．転出、転居等により、事前登録をした内容に変更が生じた場合は届出が必要です。

９．登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたとき、又は登録期間が満了したときは登録を廃止します。